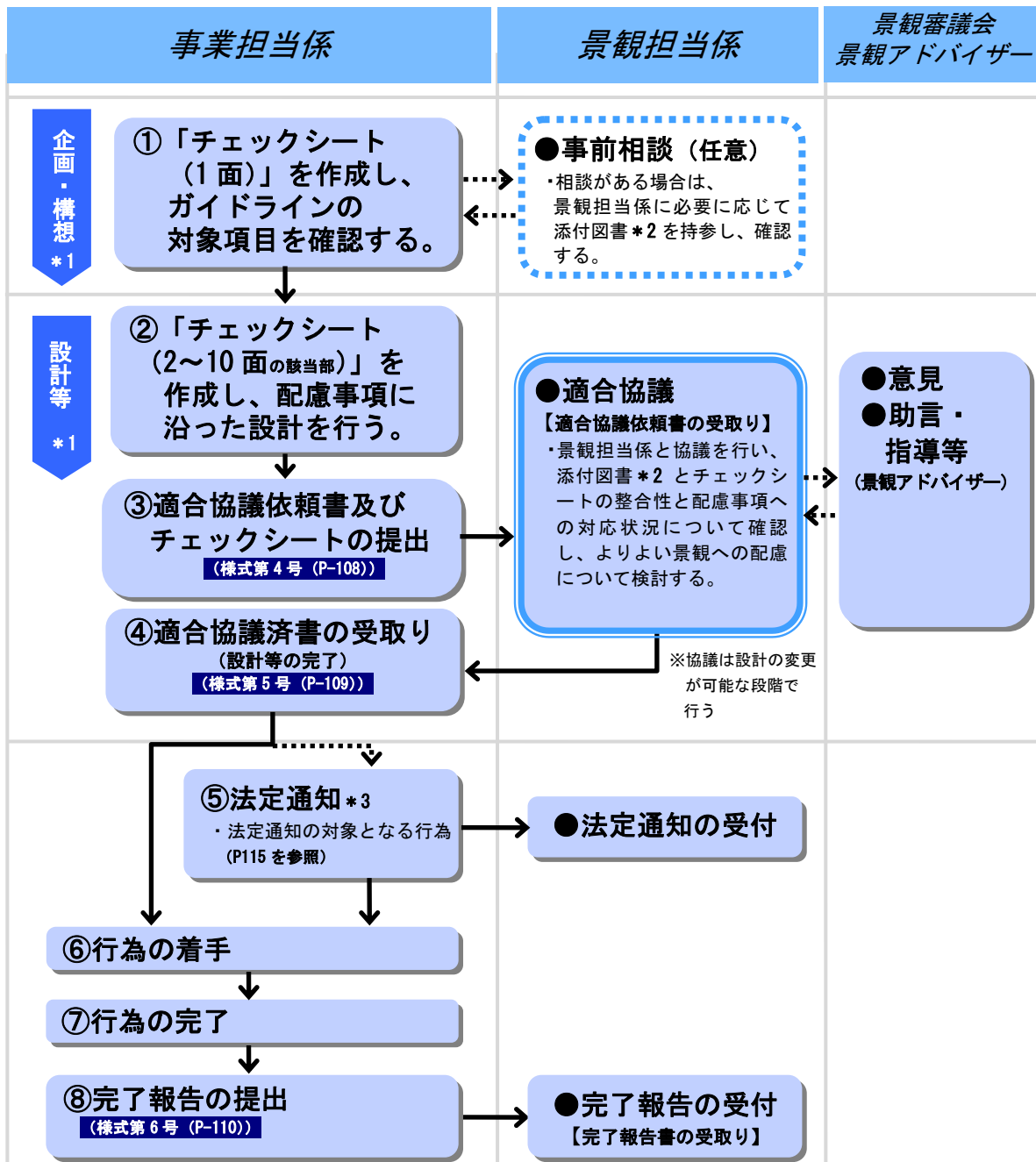


4 適合協議等の手続き

○適合協議“対象”の手続き

→ : 必須
 ...→ : 必要に応じて



三郷市景観計画・三郷市公共施設景観ガイドラインの参照

***1【企画・構想及び設計等の時期】**

企画・構想及び設計等の時期については、上図フローにかかわらず上記以前から行うことも可能である。

***2【添付図書】**

事前相談、適合協議における添付図書は以下の通りである。

事前相談(任意)時	適合協議時
<ul style="list-style-type: none"> ●チェックシート(1面) ●その他、右に示す書類のうちで相談の時点で準備可能なもの 	<ul style="list-style-type: none"> ●チェックシート(1面、2~10面の該当部分) ●案内図 ●配置図(土地利用計画図) ●立面図・断面図(マンセル値を記入し着色を施したもの) ●その他協議に必要な図書(各協議対象要素のカタログや仕様書等)

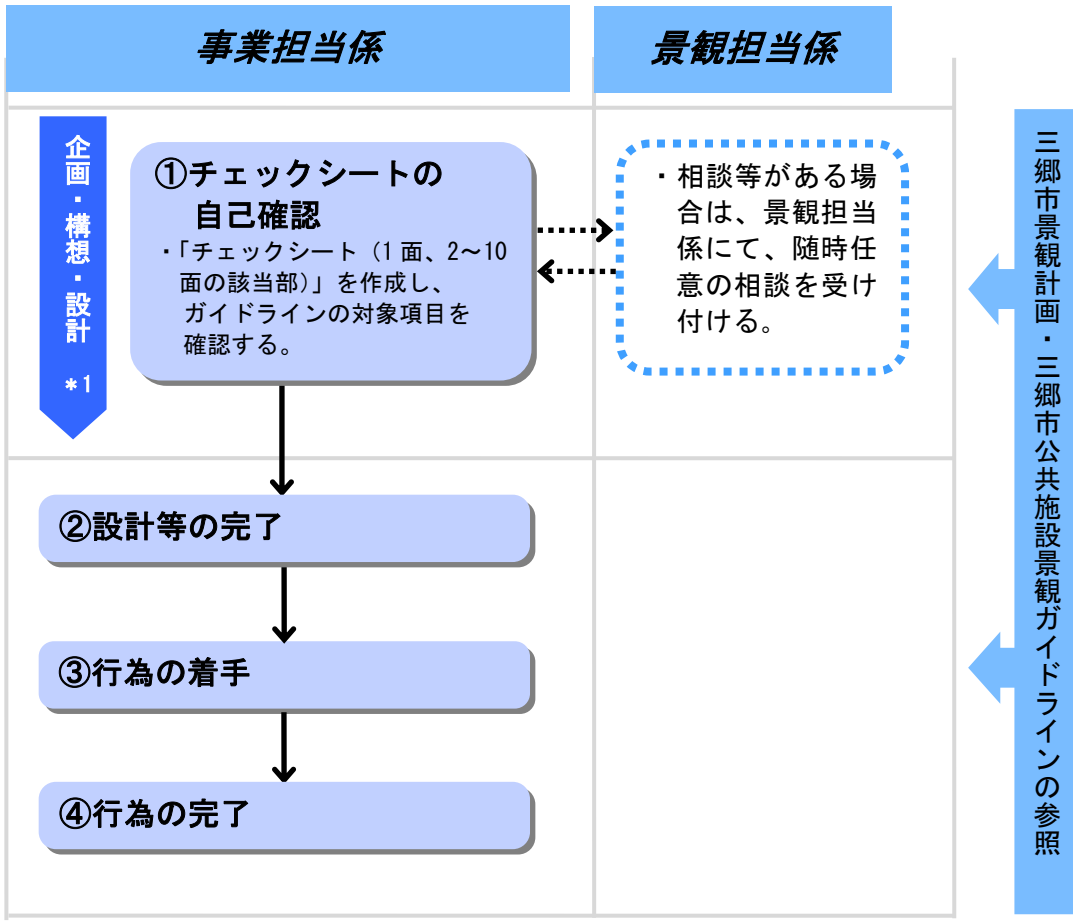
***3【法定通知】(景観法第16条第5項)**

国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

○適合協議“対象外”の手続き

→ : 必須
 ...→ : 必要に応じて

※適合協議対象外の行為においても自己チェックを行う



***1【企画・構想及び設計等の時期】**
 企画・構想及び設計等の時期については、上図フローにかかわらず上記以前から行うことも可能である。